

入札公告第 6 病院 24 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）第105条に基づき、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年2月13日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

1 入札に付する事項

（1）契約名及び数量

令和7年度香川県立病院基準寝具賃借及び基準を超える寝具洗濯補修単価契約 一式

（2）契約の要求諸元

仕様書（入札説明書に添付）による

（3）納入場所

仕様書（入札説明書に添付）による

（4）納入期間

仕様書（入札説明書に添付）による

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年3月21日午後3時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先 kenritsubyoin@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和7年2月13日から同月25日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分）

郵便番号760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番10号

香川県病院局県立病院課 財務グループ

電話番号 087-832-3311 F A X 番号 087-806-0208

メールアドレス kenritsubyoin@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書の交付を希望する者は、「入札説明書交付申請書」を提出すること（電子メールによる申請及び交付も可とする。ただし、送信後、受信確認の電話をすること。）

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年2月26日正午までに4に示した場所に対し文書で行うこと（文書はF A Xも可とする。ただし、送信後、上記4に示した場所に対し到達確認の電話をすること。）。回答は、令和7年3月14日午後5時15分までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にF A X又は電子メールで送付する。

6 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年3月21日午後3時

（2）開札の日時

令和7年3月24日午後2時30分

（3）開札の場所

香川県病院局県立病院課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年3月7日午後3時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県病院局県立病院課に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- （3）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年

法律第225号) による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 香川県内に営業所を有し、かつ四国地区内に財団法人医療関連サービス振興会から寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマーク制度の認定を受けた施設を有すること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50条）第9条の14で定める基準に適合し、同規則に規定する標準作業書、業務案内書、研修の実施を証する書類及びクリーニング業法第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っていることを証する書類を提出した者であること。ただし、下記（7）に掲げる書類を提出した者は、不要とする。

(7) 財団法人医療関連サービス振興会から寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマーク制度の認定を受け、認定証の写しを提出した者であること。

(8) 仕様書に示した基準寝具必要組数（運営必要枚数）と同程度の寝具類賃貸借の履行実績が連続して12箇月以上あることを証明した者であること。

(9) 仕様書に示した基準寝具別の品質・規格等を証する書類等を提出した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)から(9)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月7日午後3時午後3時まで、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年3月14日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 指名停止等措置

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

17 その他

（1）詳細は、入札説明書による。

（2）本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。